主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人廬原常一の上告趣意は、違憲をいう点もあるが、実質は事実誤認、単なる 法令違反の主張であり、原審弁護人横山壽の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違 反、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年六月一日

最高裁判所第一小法廷

郎	_	健	隅	大	裁判長裁判官
誠			田	岩	裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
_		盛		岸	裁判官